

みのり認定こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

名 称 みのり認定こども園

所在地 千葉市若葉区都賀5-20-26

(2) 目的及び運営の方針

ア 当園は、「豊かな心と想像力を培い、未来を拓くたくましい子どもを育てる」を目標とし、教育・保育を提供します。

イ 当園は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・教育基本法(平成18年法律第120号)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・千葉市幼稚園型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第46号。以下、「認可基準」という。)
- ・千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例48号。以下、「運営基準」という。)

2 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体		2187 m ²	
	園庭		1083.6 m ²	
園 舎	構 造		鉄骨造	
	延べ面積		1612.8 m ²	
	階数	3階建	建築年月	平成20年10月

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	8室	きゅーぴっと組(1歳児クラス) えんぜる組(2歳児・満3歳児クラス) 2室 ひよこ組・うさぎ組(3歳児クラス) 2室 もも・さくら・つき・そら組(4・5歳児クラス) 4室
遊戯室(こどもホール)	1室	
調理室	1室	
園長室	1室	
プール		屋上

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

3 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

当園は、幼稚園型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 音楽に力を入れ教育・保育を提供します。

建学の精神：健康で明るくたくましい人間性豊かな子どもの育成

教育方針①音楽を通して感動する心を育てる

教育方針②ホンモノを見せる

教育方針③一人ひとりの家族を大切にする

(3) 一時預かり事業

当園は1号認定の園児について、下記の時間帯に一預かりを行います。

保育をする日	7:00～9:00、14:10～18:30
長期休業中	7:00～18:30

利用者負担額に加え別途料金がかかります。

補食の提供を希望する場合には、実費相当額をご負担いただきます。

(4) 年間行事予定

始業式、入園式、遠足、七夕遊戯会、運動会、アクティブコミュニケーション DAY、カレーライス大会、みのり祭、クリスマス遊戯会、もちつき大会、保育参観、ひなまつり音楽会、卒園式等を予定しています。時期については別途、年間予定表にてお知らせいたします。

(5) 1日の流れ

時刻	3歳以上児		3歳未満児
	教育時間認定	保育時間認定	
7:00	(一時預かり) 順次登園	順次登園 遊び	順次登園 遊び
9:00	教育（クラスごとの活動）		
11:30	昼食		昼食
14:10	順次降園	教育	午睡
15:00	(預かり保育	おやつ、遊び	おやつ、遊び
16:30～	「幼稚園型一時預か	順次降園	順次降園
18:00	り」)	(延長保育)	(延長保育)

※保育時間認定については、保育標準時間認定の流れになります。

(6) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。

(7) 食事の提供

ア 提供方法

3歳以上児は外部搬入。3歳未満児は自園調理にて提供いたします。

イ 提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

園児の認定区分、年齢に応じ以下のとおりです。

- ・教育標準時間の園児
弁当持参、ただし希望者に給食を提供いたします。
※給食費を負担していただきます。
- ・保育時間認定（3歳以上）の園児
昼食、補食を提供いたします。
※材料費を負担していただきます。
- ・保育時間認定（3歳未満）の園児
昼食、補食を提供いたします。

ウ 提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	補食	備考
1歳児	11時30分頃	15時頃	
2歳児	11時30分頃	15時頃	
3歳児	11時30分頃	15時頃	
4歳児	11時50分頃	15時頃	
5歳児	12時10分頃	15時頃	

エ 食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事の参加の際など、お弁当の持参をお願いすることがあります。

(8) その他

希望者は以下の課外活動に参加することが可能です。別途料金がかかります。

ヤマハ音楽教室・学研幼児教室・ピアノ教室・書道教室・ジャク^oスポ^oツクラブ^o・ECC・ダンス教室

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

職員の職務は、認定こども園法、その他関係法令の定めるところによることとします。

ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
園長	1人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1人（常勤専従）	園長を助け、園長に事故のあるときはその職務を代理する。
主幹保育教諭	1人（常勤専従）	園長、副園長を助け、地域の子育て支援を行うとともに、教育・保育の内容について、他の保育教諭を統括する。
保育教諭及び講師	18人 入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する。	園児の教育・保育に直接従事する。

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

	満1歳以上満3歳未満の園児5人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人 満4歳以上の園児30人につき1人 保育教諭は常勤専従とする。	
調理員	2人	栄養教諭の作成した献立に基づき、給食及び補食を調理する。
学校医	1人(嘱託)	園児の健康管理、健康診断の実施。 環境衛生、感染症等の予防等についての指導及び助言等。
学校歯科医	1人(嘱託)	園児の健康管理、歯科健診の実施。 齲蝕等の予防処置の実施等。
学校薬剤師	1人(嘱託)	環境衛生、薬品管理に関する指導及び助言、検査の実施等。

(※職員数に変動する可能性がある場合があります。)

5 教育・保育を行う日及び時間帯

当園において教育・保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育認定を受けた園児に対し18時30分までの範囲内で、延長保育を提供します。(別途利用者負担が発生します。)

	提供日	提供時間
教育標準時間認定	月曜日～金曜日	9:00～14:10
保育標準時間認定	月曜日～土曜日	7:00～18:00
保育短時間認定	月曜日～土曜日	8:30～16:30

ただし、教育標準時間認定の園児は、以下の期間を休業日とします。

春休み	3月下旬～4月上旬
夏休み	7月中旬～8月末
秋休み	10月上旬
冬休み	12月下旬～翌年1月上旬

6 利用者負担額等

(1) 当園が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

ア 基本保育料は無償です。

※1歳児から2歳児までは住民税非課税世帯を対象として基本保育料が無償となります。

対象期間：満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで

※教育時間認定児童においては入園可能な時期に合わせて満3歳から小学校入学前まで

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

イ 入園検定料：1号認定園児の入園申込みに当たっての、選考料は無料です。

ウ 上記のほか、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を別途ご負担いただきます。

費目	金額	徴収時期
施設充実費	年少入園児月額7,000円	4月～3月
	年少進級児月額1,300円	
	年中入園児月額5,300円	
	年中長進級児月額 300円	
暖房費 1・2号児	年額6,000円	

令和8年度以降は年少入園児及び年少進級児ともに月額7,000円となります。

エ 上記のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

費目	実費徴収額
給食食材費※	
教育時間認定児童	主食相当額 月額 1,000円 副食相当額 月額 6,200円
保育時間認定児童(3歳以上)	主食相当額 月額 1,000円 副食相当額 月額 6,200円
遠足・芋ほりに係る経費	随時、実費を徴収
バス代	月額3,500円
バスバッチ代	180円
園服・帽子・靴・上履き 1・2号児	12,500円程度
夏服・夏帽子・体操服 1・2号児	9,600円程度
おけいこ用具(入園児)1・2・3号児	9,440円～10,690円程度
おけいこ用具(進級児)1・2号児	3,380円～5,300円程度
ピアノカ代	6,600円
PTA会費 1・2号児	年額2,000円

物価変動の影響により徴収額を変動する場合があります。

※給食食材費について

○副食費の免除

年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子(※)以降は、副食費が免除されます。

(※) 年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。

○月途中の入退園の場合

日割(提供した日数÷その月の提供可能日数)で計算します。

○その他長期欠席の場合等

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

・長期間（1か月以上）にわたり登園しないことが分かっているときは、早めにご相談ください。配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、1か月以上欠席する場合は1か月分の、2か月以上欠席する場合は2か月分の徴収額の減額を行うことができます。

・1か月未満の欠席や、お弁当を月に数日持参するような場合は、1か月分をお支払いいただきます。

・アレルギー対応食を園が提供する場合や、宗教上の理由により他の児童と別の食事を提供する場合も、他の児童と同様の金額をお支払いいただきます。

上記のほか、次の事項についてご負担いただくことを予定しています。

- ・卒園アルバム（希望者）1冊 11,000円
- ・行事や保育の写真（希望者）1枚 130円
- ・行事のビデオ（希望者）1枚 4,000円

上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

オ 教育標準時間認定 預かり保育料

教育標準時間認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時期・時間帯	金額
教育時間前（7：00～9：00）	日額1,000円月極10,000円
教育時間後（14：10～16：30）	日額1,000円月極10,000円
教育時間後（14：10～17：30）	日額1,500円月極15,000円
教育時間後（14：10～18：30）	日額2,000円月極20,000円
長期休業期間中（7：00～18：30）	7:00-11:40 日額1,000円 月額10,000円 11:40-16:30 日額1,000円 月額10,000円 11:40-17:30 日額1,500円 月額15,000円 11:40-18:30 日額2,000円 月額20,000円

※預かり保育料の無償化に必要な手続きは、市が定める方法によって行います。

カ 延長保育料

保育時間認定の園児が延長保育を利用する場合は、その利用時間に応じて、下記の延長保育料をご負担いただきます。

区分	金額	突発的な延長保育利用料
2号認定	1時間当たり 月額1,900円 但し短時間認定は7:00-7:30月額1,900円	月1回限り1,000円

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

3号認定	1時間当たり 月額3,000円 但し短時間認定は7:00-7:30月額3,000円	月1回限り1,500円摘要
------	--	---------------

※電車の遅延の場合は事前に連絡をお願いします。遅延証明書や電車遅延の事実が確認できるもの（携帯電話の画面等）を職員に提示頂ければ、料金の徴収はいたしません。なお、道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）は、料金をお支払いいただきます。

※事前の申し込みのない、電車の遅延以外のやむを得ない突発的な理由による延長保育の利用は月1回まで、2回目以降は月額料金となります。

(2)利用者負担額等の納付方法

6 (1)に記載する費用については、下記の方法により納入してください。

ア 口座振替

当園指定の金融機関で手続きをしてください。利用月の25日（当日が土日祝日の場合はその直後の金融機関窓口営業日）に引き落としますので、残高不足のないようお願いします。

イ 現金

利用月の毎月月末までに、料金袋に入れてお支払ください。

7 利用定員

当園の利用定員は次のとおりです。ただし、実際の入園児数に応じて若干の変更があり得ます。

また、千葉市が定める職員配置等の基準の範囲内で、定員を超える入園を認める場合があります。

認定区分	0歳	1歳	2歳	満3・3歳	4歳	5歳
1号認定	—	—	—	40人	30人	30人
2号認定	—	—	—	20人	20人	20人
3号認定	—	10人	10人	—	—	—

8 利用の開始及び終了に関する事項等

(1)各種手続きについて

ア 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出下さい。

- ・児童票
- ・緊急連絡カード

イ 退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1か月前までに知らせるとともに、退園届をご提出下さい。

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

ウ 転園・休園に関する手続き

転園が決定した場合には、1か月前までに知らせるとともに、転園届をご提出下さい。

休園を申し込む場合には、1か月前までに知らせるとともに、休園届をご提出下さい。

(2)教育・保育の提供の終了について

当園は、以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 園児が小学校に就学したとき。

イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 学校医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	あべひろきこどもクリニック
医 院 長 名	阿部博紀
所 在 地	千葉県若葉区桜木3丁目9番28号
電 話 番 号	043-234-2022

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人健光会スマイル歯科
医 院 長 名	白鳥恭男
所 在 地	千葉県若葉区都賀4-17-1
電 話 番 号	043-234-8211

(3) 薬剤師

名 称	関薬局
薬 剤 師 名	関桂子
所 在 地	千葉市中央区白旗2-12-17
電 話 番 号	043-261-1653

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)園児の病状急変等への対応について

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2)非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
災害時の避難場所	第一避難場所 都賀東公園 第二避難場所 若葉区役所
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

【 重要事項説明書 幼稚園型みのり認定こども園 】

(3) 管轄する関係機関

消防署	千葉市若葉消防署
警察署	千葉東警察署

1.1 要望・相談及び苦情の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 岩館早苗 ・ご利用時間 10:00～ 16:00 ・電話番号 043-231-0652 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	設楽竜也 電話番号 070-3322-2357 (役職・肩書等) 株式会社Gクリップ代表

1.2 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

1.3 保険に関する事項

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済	CHUBB 団体総合補償
保険の内容	災害給付	賠償責任・園児傷害
保険金額	55,005 円 (令和6年度年額)	30,000 円 (年額)
補償金額	給付限度額 3,000 万円	支払限度額 1 億円

1.4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1) 正当な理由がない限り、教育・保育の提供にあたって知り得た園児及びその家族の個人情報を他者へ提供しません。

(2) 園児の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

1.5 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名称：みのり認定こども園

説明者職氏名：**園長 岩館正雄**

私は、本書面に基づいてみのり認定こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意した上で、貴園の利用を申し込みます。

(※直接契約施設においては、署名による契約行為が必要となります。契約の方法は各施設の任意とされていますので、以下の署名による契約書締結ではなく、重要事項説明書に利用申込を加えた通知書を配信することによって契約成立としていただくことも認めます。)

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

利用申込通知書

本書面に基づき重要事項の説明を受けて同意したものとし、当園における教育・保育の提供を開始することの申込を受けたことを通知いたします。

施設名称 みのり認定こども園

通知者職氏名 **園長 岩館正雄**